

第1回邑楽町議会 議会報告会・意見交換会

令和2年1月16日（木）18時30分～20時
邑楽町役場3階 大会議室 司会進行：松村 潤

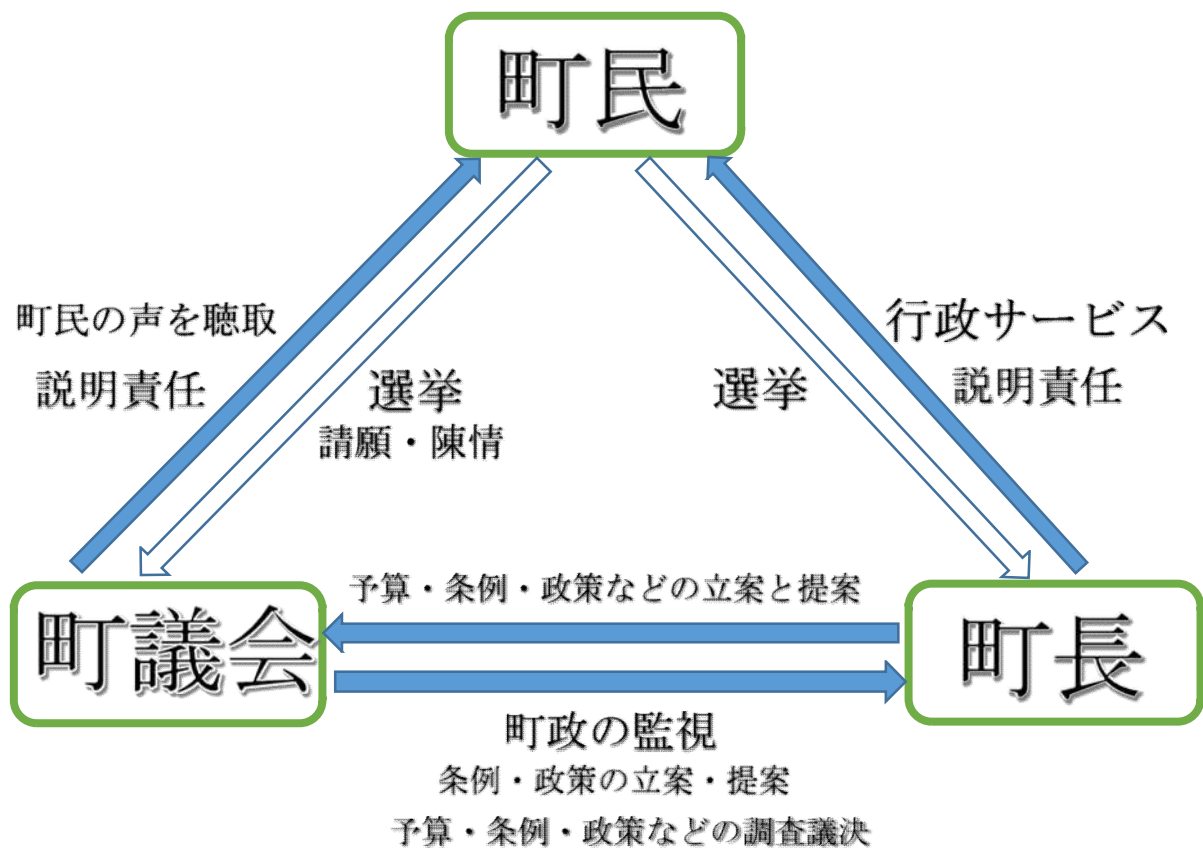
次第

1. 開会 18時30分
2. 議長挨拶
3. 議員自己紹介
4. 議会報告
 - ①町長と議会の関係と役割について ※資料1 参照
 - ②邑楽町議会の概要について ※資料2 参照
 - ・議会構成について ※資料2 参照
 - ・各委員会の役割について ※資料2 参照
 - ③議員定数と報酬について ※資料3-1、3-2 参照
 - ④アンケート調査結果報告について ※資料4 参照
5. 質疑応答 19時05分～
6. 意見交換会
テーマ：議会に対する意見・要望について 19時30分～
7. アンケート記入 19時55分～
8. 閉会 20時

邑楽町議会の役割（町長との関係）

私たちの邑楽町を快適で住みよいまちにするためには、町民一人ひとりが「自分たちで考え、話し合い、決定し、自分たちの手で実行すること」が理想的な住民自治ですが、町民全員が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、選挙で代表者を決めて話し合っています。この代表者が町長と町議会議員です。

邑楽町議会は 14 人の議員で構成され、町民の要望、意見等を町政に反映させるため、予算や条例などを話し合っていて決めているところで、町議会を「議決機関」といいます。また、町政を監視するという責務があります。一方で決まったことを実際に進めていく町長を「執行機関」といいます。町議会と町長は、対等な立場でけん制し合い、協力して町の発展のための活動をしています。



議会の権限（主要事項）※議員個人ではなく議会に与えられた権限

議決権：条例の制定、改正、廃止。予算の決定。決算の認定。主要な契約の締結など。
選挙権：議長、副議長、組合議会議員などの選挙を行います。
同意権：副町長、教育長、監査委員などの選任や任命に同意するか否か決定します。
審査権：請願や陳情などを審査、調査します。
提出権：議会の意志を決定し、国や県、町など関係行政庁に意見書を提出します。
調査権：議会で決めた通りに町が仕事をしているか調査します。

邑楽町議会の構成（組織）

本 会 議

本会議とは、議場において、議員全員で議案などを審議する会議のことです。定例会は年4回（3、6、9、12月）開かれ、必要に応じて臨時会が招集されます。また、町政全般に関する質問（一般質問）が行われます。

議会運営委員会

【 定数6人 】

議長の諮問機関であり、議会運営を円滑、効率的に行うために設置されています。

常任委員会

議案等を専門的、効率的に審査するために所管の常任委員会に付託し、詳細に審査します。

・総務教育常任委員会【定数7人】

所管課：総務課・企画課・税務課・住民課
会計課・学校教育課・生涯学習課

・産業福祉常任委員会【定数7人】

所管課：都市建設課・農業振興課
農業委員会・商工振興課・健康福祉課
子ども支援課・安全安心課

特別委員会

特に必要があると認める事件について、議会の議決で設置します。

※現在は設置されていません。

※過去の設置例

- ・中央公民館建設
特別委員会
- ・学校給食問題調査
特別委員会

協議又は報告を行う場

・全員協議会

議案や報告事項などを議員相互又は、行政執行部と協議をします。

議会広報委員会

【定数6人】

議会だよりの編集・発行

資料3-1

議員報酬と町三役の給与の比較対照表									
	報酬月額 (給料月額)	報酬年額(A×12) (給料年額)	期末手当年額	総支給額(B+C)	所得税額(※1)	所得税差引支給額(D-E)	退職金(※2)		
	A	B	C	D	E	F	総額	所得税額	総支給額
議員	227,000	2,724,000	1,212,180	3,936,180	475,362	3,460,818			
委員長	232,000	2,784,000	1,238,880	4,022,880	490,088	3,532,792			
副議長	250,000	3,000,000	1,335,000	4,335,000	709,406	3,625,594			
議長	328,000	3,936,000	1,751,520	5,687,520	1,248,090	4,439,430			
町長 (任期4年)	718,000	8,616,000	3,834,120	12,450,120	2,310,762	10,139,358	14,934,400	2,924,368	12,010,032
副町長 (任期4年)	581,000	6,972,000	3,102,540	10,074,540	1,729,203	8,345,337	6,972,000	660,485	6,311,515
教育長 (任期3年)	551,000	6,612,000	2,942,340	9,554,340	1,510,805	8,043,535	4,463,100	233,615	4,229,485

※1: 給与月額に対する所得税額を算出したもの(医療控除額等の個人の控除については含んでいない)

※2: 三役が任期満了をした総額、所得税額のみを算出したもの

年度	議員数	議員定数改正	議長		副議長		常任委員長		議員		人口(3月末)	
			条例	特別	条例	特別	条例	特別	条例	特別	日本人	外国人含
昭和45年度			34,000		21,000		19,500		18,000		15,811	
昭和46年度	26		48,000		29,000		27,000		25,000		15,189	
昭和47年度			65,000		39,000		36,000		33,000		15,372	
昭和48年度			72,000		45,000		40,000		37,000		15,762	
昭和49年度			86,000		55,000		52,000		49,000		16,250	
昭和50年度	26		112,000		70,000		67,000		64,000		17,537	
昭和51年度			112,000		70,000		67,000		64,000		18,269	
昭和52年度			145,000		91,000		86,000		81,000		19,224	
昭和53年度			148,000		98,000		92,000		86,000		20,024	
昭和54年度	26		148,000		98,000		92,000		86,000		20,873	
昭和55年度			158,000		108,000		100,000		95,000		21,862	
昭和56年度			172,000		118,000		113,000		108,000		22,472	
昭和57年度			172,000		118,000		113,000		108,000		22,913	
昭和58年度	26		172,000		118,000		113,000		108,000		23,504	
昭和59年度		9月定例会 26人→22人	186,000		128,000		122,000		117,000		23,845	
昭和60年度			186,000		128,000		122,000		117,000		24,131	
昭和61年度			186,000		128,000		122,000		117,000		24,450	
昭和62年度	22		224,000		160,000		153,000		148,000		24,695	
昭和63年度			224,000		160,000		153,000		148,000		24,987	
平成元年度			224,000		160,000		153,000		148,000		25,281	25,852
平成2年度			240,000		175,000		168,000		163,000		26,320	26,457
平成3年度	22		240,000		175,000		168,000		163,000		26,582	26,841
平成4年度			273,000		196,000		188,000		183,000		27,006	27,377
平成5年度			273,000		196,000		188,000		183,000		27,189	27,440
平成6年度			294,000		220,000		204,000		199,000		27,440	27,623
平成7年度	22		294,000		220,000		204,000		199,000		27,645	27,854
平成8年度			315,000		237,000		219,000		214,000		27,791	28,045
平成9年度			315,000		237,000		219,000		214,000		27,770	28,049
平成10年度			328,000		250,000		232,000		227,000		27,844	28,124
平成11年度	22		328,000		250,000		232,000		227,000		27,750	28,046
平成12年度		9月定例会 22人→20人	328,000		250,000		232,000		227,000		27,828	28,124
平成13年度			328,000		250,000		232,000		227,000		27,781	28,124
平成14年度			328,000		250,000		232,000		227,000		27,819	28,150
平成15年度	20		328,000	268,960	250,000	205,000	232,000	190,240	227,000	186,140	27,910	28,228
平成16年度			328,000		250,000		232,000		227,000		27,916	28,263
平成17年度		3月定例会 20人→16人	328,000		250,000		232,000		227,000		27,921	28,319
平成18年度			328,000		250,000		232,000		227,000		27,903	28,291
平成19年度	16		328,000		250,000		232,000		227,000		27,779	28,168
平成20年度			328,000		250,000		232,000		227,000		27,689	28,088
平成21年度			328,000		250,000		232,000		227,000		27,577	28,005
平成22年度			328,000		250,000		232,000		227,000		27,464	27,865
平成23年度	14	3月定例会 16人→14人	328,000		250,000		232,000		227,000		27,341	27,762
平成24年度			328,000		250,000		232,000		227,000		27,188	27,628
平成25年度			328,000	318,160	250,000	242,500	232,000	225,040	227,000	220,190	27,062	27,454
平成26年度			328,000		250,000		232,000		227,000		26,833	27,223
平成27年度	14		328,000		250,000		232,000		227,000		26,622	27,039
平成28年度			328,000		250,000		232,000		227,000		26,442	26,940
平成29年度			328,000		250,000		232,000		227,000		26,252	26,816
平成30年度			328,000		250,000		232,000		227,000		26,114	26,725

※ 平成15年度 議員報酬18%減

※ 平成25年度 議員報酬3%減(H25.7～H26.3)

※ 議員定数 H15.1.1条例定数制度になったが、上限が法律で決まっていた。(人口2万人以上 26人)

その後、H23地方自治法改正 上限枠撤廃。

それぞれの団体において議員定数を条例により自由に定めることが出来ることとなった。(地方自治法第91条関係)

議会に対する町民アンケート集計結果 資料4

邑楽町議会では、議会の公平性、透明性を保ち、町民と共に歩む「町民に分かりやすい開かれた議会」を目指しております。

10月1日～15日に実施いたしました議会に対するアンケート調査では、多くの町民の皆さまに回答をいただき、ありがとうございました。

アンケートの結果をお知らせいたします。

□実施期間 令和元年10月1日～15日

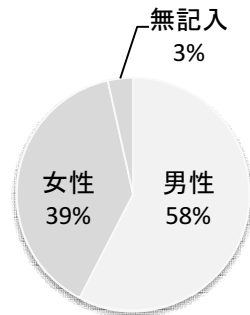
□回収率 29.4%

□配布世帯 9,335世帯

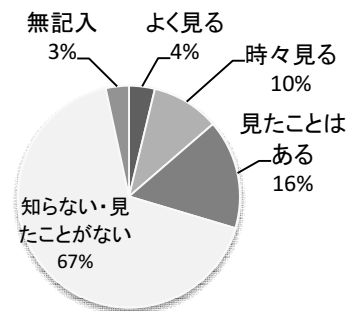
□集計日 令和元年11月6日

□回収件数 2,742件（ホームページ回答、56件含む）

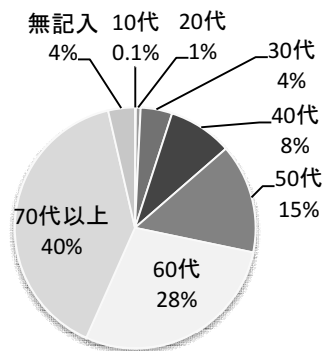
問1
性別を教えてください



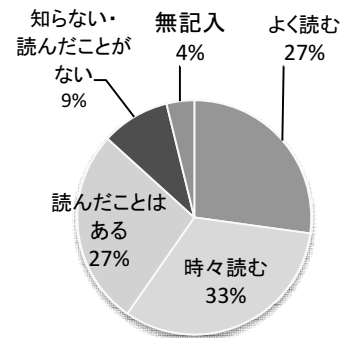
問5
町議会のホームページなどを見たことがありますか



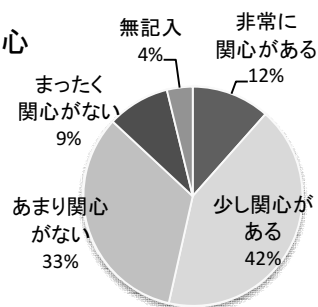
問2
年齢(代)を教えてください



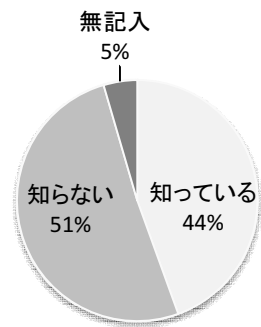
問6
「議会だより」を読んでいますか



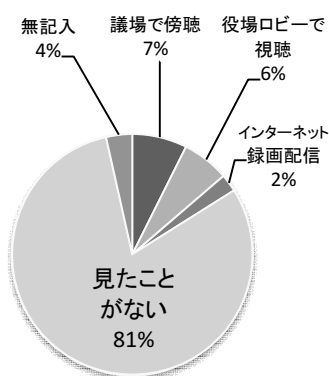
問3
議会に対して関心がありますか



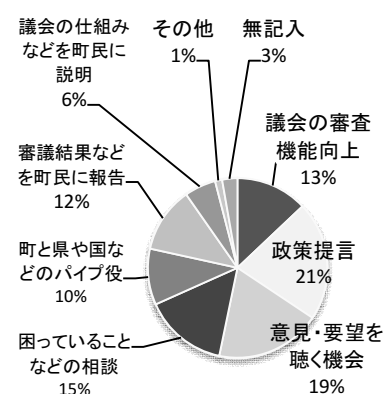
問7
町政について意見や要望がある際に
請願や陳情を町議会に提出できることを知っていますか



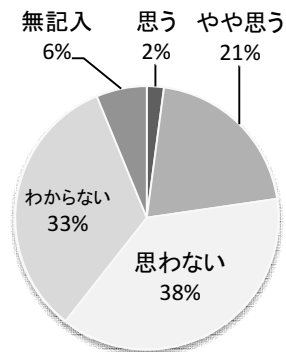
問4
議会の会議などを見たことがありますか



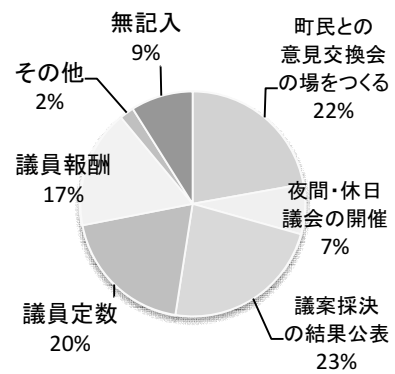
問8
町議会や議員に何を期待しますか
(3つ選択可)



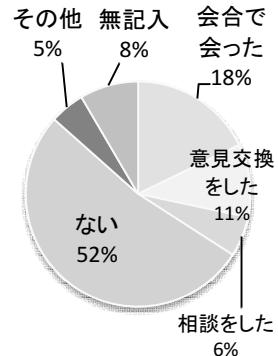
問9
あなたの意見
や町民の声が
町議会に反映
されていると思
いますか



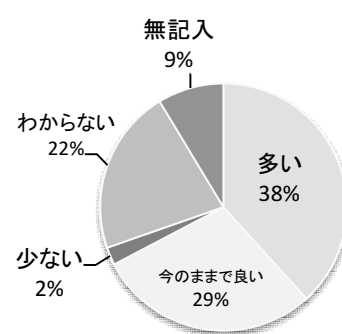
問14
議会基本条例
に盛り込むべき
項目は
(3つ選択可)



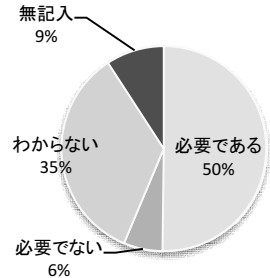
問10
邑楽町議会議員
と接したことがあ
りますか
(複数回答可)



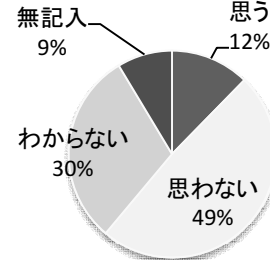
問15
議員定数について
どう思いますか
(現在の定数14名)



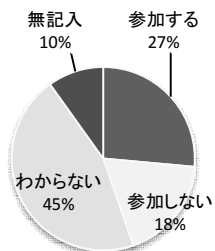
問11
議会報告会・
意見交換会
を開催するこ
とは必要だと思
いますか



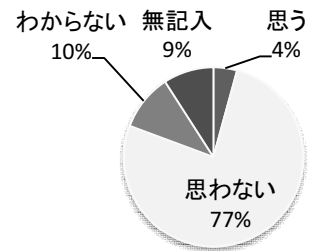
問16
政務活動費が必要で
あると思いますか



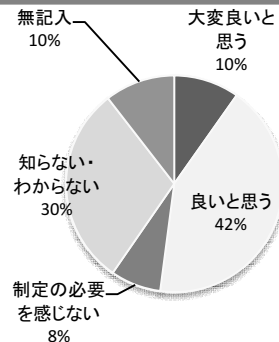
問12
議会報告会が開催
された場合、参加し
ますか



問17
議員(国会・県議会・
町議会)になりたいと
思いますか、または、
なりたと思ったこ
とがありますか



問13
邑楽町議会
基本条例の
制定について
どうおもわれま
すか



ご協力
ありがとうございました
邑楽町議会

お問い合わせ先
邑楽町議会事務局
TEL 47-5000 FAX 88-8393

邑楽町議会はこちら

